

平成29年度運輸安全マネジメントに関する取り組みについて

秋田中央交通株式会社及びグループ会社は、輸送の「安全」を確保しお客様に「安心」してご乗車いただくため、以下のとおり役職員全員が一丸となって取り組んで参ります。

1 輸送の安全に関する基本的方針

- (1) 社長は、輸送の安全確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たしてまいります。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させます。
- (2) 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めてまいります。
また輸送の安全に関する情報については、積極的に公表します。

2 安全方針

「最高の安全と安心」

「全て基本に徹する」

3 輸送の安全に関する重点施策

輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施致します。

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守いたします。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極かつ効率的に行うよう努めます。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正処置又は予防処置を講じます。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有するようにいたします。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施いたします。
- (6) 秋田中央トランスポート株式会社とは、相互に密接に協力、連携し、一丸となって輸送の安全の向上に努めます。

4 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

(1) 平成29年度の目標

「人身事故」を4件以内、「構内事故」を8件以内とする。

全体の事故件数を前年対比20%減（10件削減）とする。

「事故ゼロの日」を設定する（毎月10日・20日・30日）

「添乗指導をする日」を設定する。（3月、7月、11月）

上記の目標達成のために、本社事務員、営業所組織の事故防止委員会・班長及び安全委員等の組織を活用し重点的に取り組みます。

(2) 平成29年度の営業所目標と具体策

秋田営業所

【目 標】

「営業所・バスターミナル等の構内事故を5件以内とする」

「人身事故件数を2件以内とする」

「交差点内での追突事故をゼロ件にする。」

【達成の具体策】

- ① 運行中の後退を原則禁止する。
- ② 営業所構内で後退する際のルールを次のとおりとする。
 - a 後退する旨を無線で伝える。
 - b 後退する際は、ハザードを付けバックブザーを鳴らす。
 - c 後退する際は、今一度左右のバックミラー、アンダーミラー、ルームミラーで周囲の安全を確認し、運転席の窓を開けて他車のバックブザー音を確認する。
 - d 夜間の構内駐車車両整理時等においてバック駐車を必要とする場合、午後予備の乗務員が連携して行う。その際は誘導棒を携帯使用する。ただし、運行から指示があった場合はその指示を優先する。
- ③ 構内では決められた動線以外の通行を禁止する。
- ④ 全車両、洗車場へ入る際は後退して入る、洗車機は側面のみ洗車、これらを厳守する。
- ⑤ ドアの開閉時には基本動作を遵守する。

特に降車扱い時はお客様が降りるのを見届けた後一呼吸おいて（3秒数えて）からのドア操作、乗車時は着席や手摺りにつかまるのを見届けて一呼吸おいて（3秒数えて）からのゆっくり発進、これらを徹底する。
- ⑥ 急ブレーキを必要としない安全な車間距離を確保し車内転倒事故防止に徹する。
- ⑦ 追突事故防止のため、停車する際は前車との車間距離を3m以上空ける。
- ⑧ 交差点内では“かもしれない運転”を徹底する。

臨海営業所

【目 標】

「車内人身事故2件以内とする。」

「構内事故を3件以内とする」

「無事故連続100日に挑戦する」

【達成の具体策】

- ① 交差点での右左折時は、歩行者・自転車の動向に注意し必ず徐行する。特に左折時は、死角が多いので必ず目視し確認を怠らない。
- ② 乗降を急がせない。
- ③ お客様が着席してから発車する。
- ④ 乗降時の安全確認を徹底する。ドア開閉レバーから手は絶対に離さない。
- ⑤ 積極的に車内アナウンスを入れ、お客様に注意喚起する。
- ⑥ 急のつく運転は避け、滑らかな運転とゆるやかな減速を心掛ける。
- ⑦ 構内ルールを次のとおりとする。
 - a 決められた順路以外の走行は絶対しない。

b 構内は徐行。

c バックの際は必ずハザードランプをつけ、バック優先の原則を守る。

⑧ サイドブレーキは二重確認し、直に席を離れない。

⑨ 運行上の注意危険箇所、ヒヤリハット情報及び事故再発防止策を掲示し注意喚起を図る。

⑩ 定期的に班長会議、事故防止委員会を開催する。

(3) 平成28年度の達成状況

「車内人身事故」を3件以内、「構内及び回転地事故」を8件以内とする。

(秋田営業所、臨海営業所とも未達成。)

5 輸送の安全に関する予算等実績額

(1) 平成29年度予算額

車両更新代替	210,000千円
車両設備更新	11,850千円
安全関連装備品	8,000千円 (ドライブレコーダー路線バス30両)
教育関係費用	1,000千円

(2) 平成28年度実績額

車両更新代替	207,934千円
車内設備更新	15,300千円
安全管理装備品	24,388千円
教育関係費用	1,279千円

6 輸送の安全に関する内部監査の実施

平成28年度においては、社長、安全統括管理者をはじめ経営管理部門と整備工場を計画の通り実施しました。

29年度においても、安全管理規程に基づき「輸送の安全確保」を目指した内部監査を計画し実施します。

7 安全管理規程

別紙1のとおりです。

8 安全管理統括者

氏名 齊藤 芳博

役職名 常務取締役

運輸安全マネジメント 安全管理規程

平成18年10月 1日制定

平成21年11月 1日改定

平成23年 5月 9日改定

平成26年 2月20日改定

平成27年 6月29日改定

秋田中央交通株式会社

秋田中央交通㈱ 安全管理規程

目次

- 第一章 総則
- 第二章 輸送の安全を確保するための事業の方針等
- 第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及び管理の体制
- 第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及び管理の方法

第一章 総則

(目的)

第一条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第22条及び第22条の2第2項の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条 本規定は、当社の一般旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第三条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第四条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
 - (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
 - (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
 - (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
 - (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。
- 2 当社バスグループ会社とも密接に協力し、輸送の安全性の向上に努める。
- 3 管理の受委託の実施にあたっては、委託者及び受託者は相互に協力、連携し、一丸となって輸送の安全の向上に努める。

(輸送の安全に関する目標)

第五条 第三条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第六条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全確保するために必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長等の責務)

第七条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 社長は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 社長は、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。
- 4 社長は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。

(社内組織)

第八条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- (1) 安全統括管理者
 - (2) 運行管理者
 - (3) 整備管理者
 - (4) その他必要な責任者
- 2 営業所長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、営業所所員の指導監督を行う。
- 3 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第九条 取締役のうち、運輸規則第47条の5に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
- (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - (2) 身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - (3) 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその責務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第十条 安全統括管理者は、次の掲げる責務を有する。

- (1) 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。

- (2) 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- (3) 輸送の安全に関する方針、重点施設、目標及び計画を誠実に実施すること。
- (4) 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- (5) 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、社長に報告すること。
- (6) 社長に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- (7) 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- (8) 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- (9) 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- (10) その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十二条 社長と現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるよう努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠避したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第十三条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、社長又は社内の必要な部所・営業所に速やかに伝達されるよう努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第十四条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第十五条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合

その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、社長に報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方針を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第十六条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のための必要と認める場合には、輸送の安全のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第十七条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計、輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統、輸送の安全に関する重点施策、輸送の安全に関する計画、輸送の安全に関する予算等実績額、事故、災害等に関する報告連絡体制、安全統括管理者、安全管理規程、輸送の安全に関する教育及び研修の計画、輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第十八条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、社長に報告した是正措置又は予防措置を記録し、これを3年間保存する。

付 則

実施日 平成18年10月 1日

改 定 平成21年11月 1日

改 定 平成23年 5月 9日

改 定 平成26年 2月20日 (重大事故等発生時応援体制図)

改 定 平成27年 6月29日 (重大事故等発生時応援体制図)

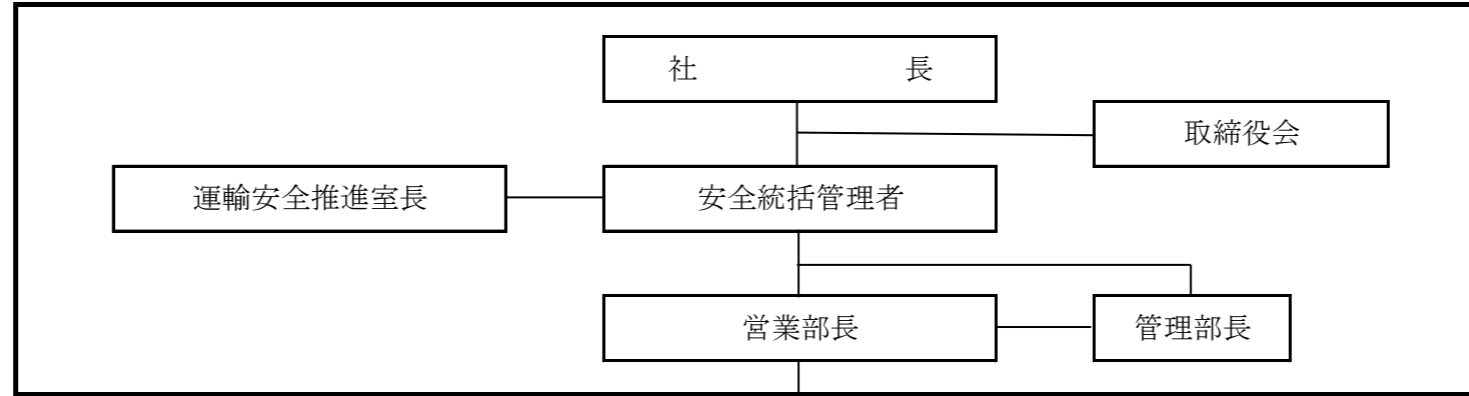
制定年月日

平成18年10月 1日

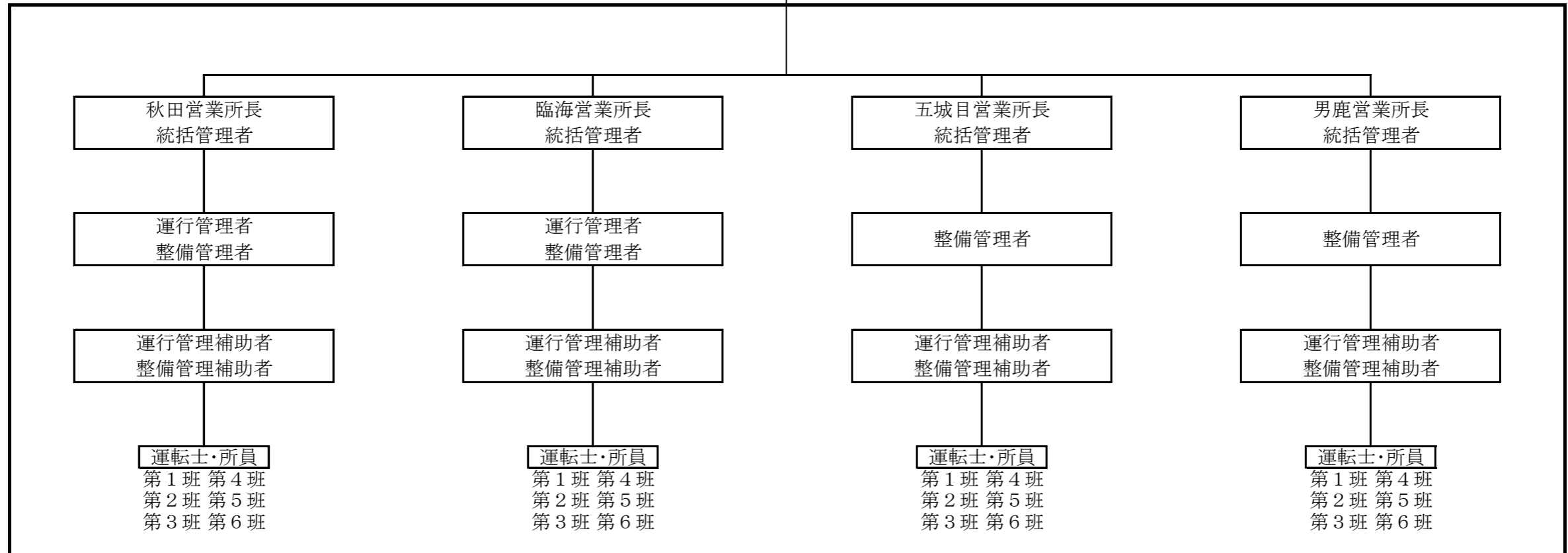
安全管理体制図

秋田中央交通株式会社

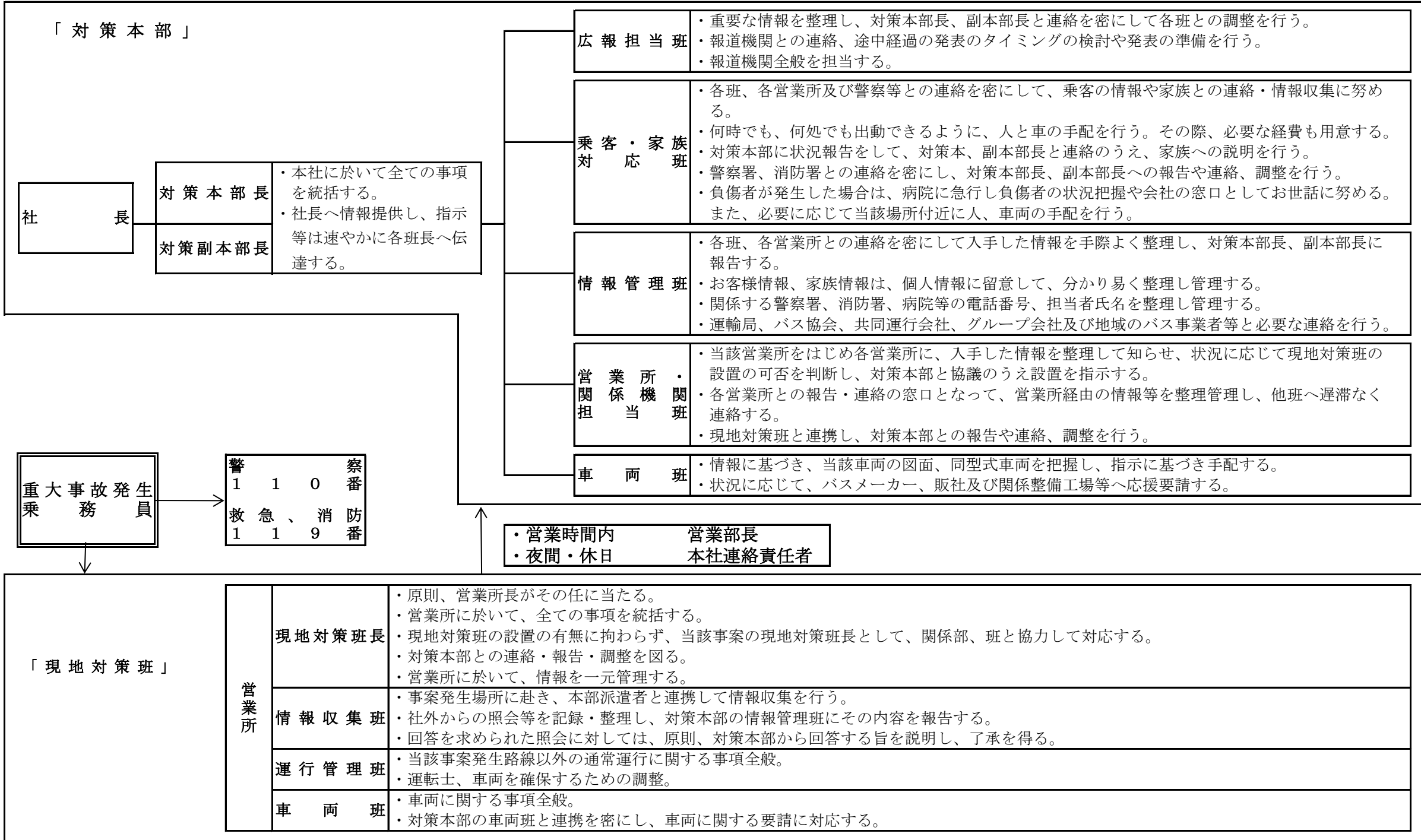
【本 社】



【営業所】



重大事故等発生時応援体制図



		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
教育計画	乗務員	◎適正診断 3年毎 ◎事故惹起者研修 3か月毎（本社） ◎事故履歴調査 年1回 ◎事故防止委員会 営業所毎、年6回 以上開催。 ◎伝達点呼（営業所） 毎月1回以上。	正社員登 用運転士 教育	貸切運転 士教育		運転記録 証明によ る事故履 歴の確認				バス ジャック 訓練（バ ス協主 催）			バス乗務 員研修会 （バス協 主催） 貸切運転 士教育
	運行管理者	◎一般講習 2年毎（選任者）			運行管理 者基礎講 習			運行管理 者一般講 習		運行管理 者基礎講 習			
	整備員				（川尻ブ ロック） 検査員会 自主勉強 会	整備主任 者実技研 修	整備主任 者実技研 修	タイヤ空 気充填特 別教育	検査員法 令研修		整備主任 者法令研 修		
安全計画	各種運動	◎管理者による営業所 早朝点呼立会年2回 以上。	春の全国 交通安全 運動			車内事故 防止・ シートベ ルト着用 強化月間	夏の交通 安全県民 運動。 飲酒運転 追放県民 運動。	秋の全国 交通安全 運動 飲酒運転 防止週間	交通安全 シルバー 運動。 「4時 からライト &乗った らベルト」 運動	エコドラ イブ強化 月間	年末年始 の輸送安 全総点 検。 飲酒運転 追放県民 運動。 年末の交 通安全運 動。		

※
新規採用者には、都度初任者研修を実施。
初任診断の受診、事故履歴の確認、健康状態の確認を必須とする。